

公立大学法人富山県立大学経営審議会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 19 条第 1 項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 経営審議会は、定款第 20 条の規定により、理事長が招集する。

2 経営審議会の審議事項は、招集の際に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第 3 条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 経営審議会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 4 条 理事長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第 5 条 経営審議会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第 6 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第 7 条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、経営審議会の議決により公開することができる

(庶務)

第 8 条 経営審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。